

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日

22 川 ま 情 第 119 号

市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者等に対して、川崎市木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図ること、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版、2012年版）」（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）で定めるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 市長が川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要領（平成22年4月1日22川ま情第319号）第5条第1項の規定に基づき、川崎市木造住宅耐震診断士名簿に登録した者をいう。
- (2) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 所有者等 次のいずれかの者をいう。
 - ア この要綱に基づき耐震診断の事業（以下「事業」という。）を行う木

造住宅の所有者又は所有者から委任を受けた者
イ 市長がアに掲げる者と同等と認める者

(川崎市木造住宅耐震診断士の登録等)

第3条 川崎市木造住宅耐震診断士の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定めるものとする。

(事業要件)

第4条 この要綱に定める事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する木造住宅であるもの
- (2) 木造住宅全体の耐震診断を行うもの
- (3) この要綱による耐震診断又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等又は耐震シェルター等設置を実施していないもの

2 事業の対象となる者は、所有者等とする。

(申請及び通知)

第5条 この要綱による事業対象木造住宅の耐震診断を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、川崎市木造住宅耐震診断申請書（第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 当該木造住宅の所有者が複数人の場合においては、その人数分、前項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該木造住宅が複数人での共有持分の場合において、所有を代表する者が申請する場合はこの限りではない。

3 申請者が所有者から委任を受けた者の場合においては、その旨を証する委任状等を第1項に規定する申請書に添えて、市長に提出しなければならない

。

- 4 市長は、第1項の申請があった場合において、前条に定める要件を満たしているかを審査し、適正であると認めるときは、川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の審査の結果、診断士を派遣しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震診断士の派遣を行わない旨の通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 6 申請者は、第4項の規定により派遣決定した診断士について変更を希望する場合は、その理由を添えて速やかに市長に申し出なければならない。
- 7 市長は、前項の規定による申し出又は診断士の都合等による理由で第4項の規定による診断士に変更が生じたときは、速やかに川崎市木造住宅耐震診断士派遣変更決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（診断士の派遣及び結果の報告）

第6条 市長は、前条第4項又は第7項により診断士の派遣を決定又は変更したときは、その日から原則として45日以内に診断士に耐震診断を行わせるものとする。

- 2 診断士は、前項の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を前条第4項又は第7項の規定により通知を受けた者（以下「派遣対象者」という。）に説明するものとする。

（変更届）

第7条 派遣対象者（派遣対象者が提出することができないものとして市長がやむを得ないと認めた場合においては、派遣対象者に代わって手続を行う者

)は、当該申請事項に変更が生じるときは、川崎市木造住宅耐震診断変更届(第5号様式)に変更に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出による変更は、この要綱に適合するものでなければならない。

(取止届)

第8条 派遣対象者(派遣対象者が提出することができないものとして市長がやむを得ないと認めた場合においては、派遣対象者に代わって手続を行う者)は、耐震診断を取り止めようとするときは、速やかに川崎市木造住宅耐震診断取止届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消)

第9条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、診断士の派遣を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第5条第4項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、45日以内に耐震診断に着手できないとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(業務委託)

第10条 市長は、本業務の一部を委託することができる

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定め

るものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

旧要綱第 5 条の規定による申請手続きは、耐震診断の実施がこの要綱の施行の前である建築物に係るものを除き、第 6 条の規定によりなされた手続きとみなす。

附 則 (平成 26 年 3 月 19 日 25 川ま情第 3720 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2730 号)

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1362 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行にかかわらず、旧要綱 (平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2730 号) の規定により定められた様式を使用することが出来る。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 657 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 480 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。